

新 城 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会

令和3年12月22日（水曜日）

議会運営委員会

日時 令和3年12月22日（水曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 請願の審査

令和3年請願第2号 新城市議会再生宣言を求める請願書 「説明・質疑・討論・採決」

2 陳情の審査

新城市議会における全ての委員会及び審査会等の会議をインターネット等で映像配信することに関する要望書 「説明・質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

| | | | | | |
|-----|------|------|------|------|--|
| 委員長 | 丸山隆弘 | 副委員長 | 鈴木達雄 | | |
| 委員 | 齊藤竜也 | 佐宗龍俊 | 鈴木長良 | 浅尾洋平 | |
| 議長 | 長田共永 | 副議長 | 滝川健司 | | |

欠席委員 なし

参考人

請願 白井倫啓 長谷川喜一（補助者）
陳情 松本貴美德

紹介議員

山田辰也

傍聴者

4名

説明のために出席した者

なし

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 後藤知代

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

本日は、17日の本会議において、本委員会に付託されました令和3年請願第2号及び10日付で本委員会に送付されました陳情1件について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、請願の審査を議題とします。

請願者、白井倫啓氏から提出されました令和3年請願第2号 新城市議会再生宣言を求める請願書を議題とします。

本日は、参考人として白井倫啓さんの出席を得ております。また、参考人の補助者として長谷川喜一さんの出席も許可しております。

また、説明のため紹介議員として山田辰也議員の出席も得ておりますので併せて報告します。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず議会運営委員会の請願審査のために御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から請願に関して御説明や御意見を述べていただきまして、その後、委員からの質疑をいたしますので、答えていただきますようお願い申し上げます。

紹介議員にはその後、委員からの質疑にお答えいただきますようお願いいたします。

それでは、白井倫啓さん、よろしくお願いいたします。

○白井倫啓参考人 おはようございます。

本日は、このような場所を設定していただきまして本当にありがとうございます。請願

者として、この請願を審議していただくことになりましたが、杉山に住んでおります白井倫啓と申します。よろしくお願いいたします。

今日は、参考人補助者として長谷川さんも同行していただきましたので、まず長谷川さんの自己紹介をさせてもらってよろしいですか。その後、請願の趣旨の説明をさせていただきたいと思うんですが。

○丸山隆弘委員長 はい。よろしくお願いいたします。

○長谷川喜一補助者 おはようございます。

長谷川喜一と申します。住まいはこのすぐ近くの東新町です。

私は、今、ある意味で自分の健康上の問題で病院とは切っても切れない人生になってしまいました。そこで、新城市の身体障害者福祉協会の副会長をしています。いろいろなことに手を突っ込んでしまったために、今日も1人の市民として参加させていただいています。後ほど具体的な問題になれば、発言していきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

○白井倫啓参考人 それでは、請願書に基づきまして請願趣旨を説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

私は、議会改革というものが新城市政を大きく変えるということで、議員時代から議会改革の在り方というものに非常に思いを持ち、進めてきたという点で今回の請願に至ったということです。

請願趣旨としましては、合併から16年がたちましたが、心配される人口減少は想定以上のスピードで進んでいます。自治をとなえてきたものの、有効な政策につながっていないという現状の中で、市内至るところから将来を憂える声が挙がっていると思っています。

この危機的状況を解決できる機関が議会であると確信しております。二代表制を標榜する議会が、その役割を果たすべきであると思っています。市長との善政競争を実現し、

人口減少に歯止めをかけ、持続可能な新都市を実現することが市民の願いでもあります。

さきの市議会選挙で新議会が生まれ、これまでの議会からの大きな飛躍を期待するものであります。その議会の出発点を、市民とともに歩む方向に踏み出す決意を宣言していただくということが請願の趣旨になります。

宣言案文は添付のように参考としてつけてありますので、この案文全てこのとおりというわけでもなく、今回の議会の中でぜひ宣言を上げるということでは、内容も含めて吟味していただければありがたいと思います。

新都市議会再生宣言（案）ということで、説明させていただきます。

前期4年の議会は、あってはならない政務活動費の不正利用が多発し、関係議員6名に問責決議が議決され、さらに議会活動の在り方を問われた2件の問責決議も議決されている。また、議員が主導した地域活動において、地域活動交付金の不正利用が発覚し、主導した議員への辞職勧告決議が4回にわたり議決されたにもかかわらず、4年間の任期中、議会に居座り続ける事態も生じた。これらの混乱に振り回され、議会運営に大きな支障を来した。市民に対する議会の信頼を大きく失うという事態となり、今後の信頼回復のための覚悟が求められている。

振り返ってみれば、全国の先進の取り組みとして議会基本条例を制定し、平成23年10月1日には施行されている。

その議会基本条例の前文で、「新都市議会は、市民主体のまちづくりを推進するため、行政運営に対して調査及び監視機能を十分に発揮するとともに、政策立案機能の充実などに積極的に取り組み、市の重要な意思決定を行います。議会は、公正性、透明性及び倫理性を確保することにより、市民に開かれた議会と市民参加を推進する議会を目指し、主権を有する市民を代表する役割を果たすため、継続的な議会改革に努めます。ここに議会及

び議員の活動原則を定め、市民及び市長等執行機関との関係を明確にするとともに、真の市民自治社会の実現を目指すことを決意し、新都市議会基本条例を制定します」と市民に議会改革を進めることを宣言していました。

多くの市町村議会からの視察を受け入れた時期もあり、さらに全国に先駆けた会派廃止による委員会中心の議会活動は画期的な取り組みであった。続いて、政治倫理条例制定にも取り組み、新都市議会が変わるという大きな期待を寄せた市民も少なからず現れていた。

しかし、選挙を経るたびに、議会基本条例の理念が薄まり続け、政治倫理審査会が度々の設置が続き、委員会中心の政策活動もいつの間にか議会基本条例制定前の会派的活動に変質してしまった。

その結果、前期4年の議会活動に象徴される事態に陥ってしまった。選挙が終わり、新しい議員構成となったこの時期に、新都市議会の議会改革の原点に立ち返る必要がある。

具体的には、以下のことを実施する。

1、これまでの議会活動の問題点を洗い出し、市民の前でその問題点を明らかにする。

2、その問題点を解決するために、議会基本条例の全面的な見直しを行い、市民を交えた議論の中で、新しい議会基本条例をつくり上げる。

3、以上2点の実施のために、議員と市民による検討組織を立ち上げる。

人口減少に歯止めがかからない新都市の危機的状況を改善するため、真の二元代表制を体現する議会に生まれ変わることを実現し、市民の福祉向上につなげていく。

以上のことを全議員が肝に銘じ、市民からの信頼を取り戻し、持続可能な新都市をつくる役割を果たせる議会活動に専心することを宣言する。

2021年12月何日。新都市議会という案文を請願として示させていただきました。

今回、議長、副議長に選出されましたお2

人も議会改革を進めていきたいという強い思いを示されていたので、ぜひ今回の請願を採択していただくようお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○丸山隆弘委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明、意見は終了いたしました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますけれども、参考人は委員長の許可を得てから御発言をお願いいたします。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承願います。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今日はありがとうございます。

宣言の内容を説明いただいて、内容的には確かにそうだなというところも、十分理解もできるところあるんです。そういう中で、ただ基本的に、内容的には皆さんが理解している、要は当たり前のところのものになっていると思います。

白井さんのほうも「市民とともに踏み出す議会とします」という説明を今されましたけど、二元代表制の議会の存在そのものがそういうふうな市民の代表の人たちが集まるという集合体になりますので、ここに宣言をわざわざするという意味があるのかというところ、もうそもそもこの集合体が市民の代表、選挙で選ばれている集合体なのですから、市民の代表として出ているというところを考えれば、わざわざこの宣言をするという提案をされたというところの思いとか、どういうふうに考えればいいのかというところも含めてどう考えるのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓さん。

○白井倫啓参考人 議会改革、議会の在り方というのは当たり前だと。なぜ必要だということなんですが、当たり前のことが当たり前

にできていないということから議会基本条例というのが北海道の栗山町で十数年前に初めてつくられたということに至ったと思うんですね。

当たり前、市民が、栗山町ですからその当時は町民が議会に何を期待していたのかということから見ていきますと、議会は当たり前のことを市民とともに、その当たり前のレベルを上げていこうと。

当初は、議会基本条例ができる前、その当時というのは議会というのはどうあるべきか、極端に言いますと、国政の与党野党という時代が長く続きました。地方議会というのは、市民の代表であって首長を出しているというのが議会から出しているものではなかったんですが、国と違う政治構造でありながら、組織構造でありながら地方議会までも、首長に対しての賛成、反対で推移していた。これを変えていこうというのが、議会基本条例の1つの趣旨でもあった。それを市民に宣言したというところが議会基本条例のスタートだったと思うんですね。

今回も、新城市議会4期いろいろなことがありましたが、外から見ていると議会の中で内輪もめしているのではないのか、いい加減に外に向かって新城市の市政をどう変えていくかということをも市民とともに議論するという議会になっているのか、なっていないのか分からない。

だったら、今回宣言をして、議会は市民とともに歩むということを議会基本条例を見直ししながら一緒に議会基本条例の全面的見直しに入り、市民とともに議会改革、市政改革を進めていくという首長にない18人の議員で構成する議会が市民の声を1人1人の議員が声をしっかり受け止め、市政に取り組んでいく。それを首長が出す提案だけではなくて、議会が市政に対する提案をどんどん進めていくというような議会に生まれ変わっているんだと、変わるんだということを市民に知って

もらうという意味で宣言を出すことが必要だと思います。

今回、この請願を出したことをそれほど多くの市民は御存じないということで、傍聴もいません。しかし、議会に傍聴者をどのように来てもらうのかということが1つの指標になってくると思うんですね。議会が信頼に値するものになれば、当然傍聴もふえてきます。

今回、一般質問、傍聴させていただいたんですが、余りにも傍聴者が少ないのではないかと思います。やっぱり議会に対しての信頼、これを勝ち取る出発点というのはどのように市民にアピールするか。議会がどのようにこれから動こうとしているかということより多くの市民に知ってもらうということで、この宣言というのはこの時期に本当に必要ではないかということです。

長々の説明になりましたが、そのように考えて、この宣言案というものをつくって請願させていただきました。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。栗山町の議会改革のところからお話もされてということで理解をいたしました。

確かに、傍聴者が少ないとか、市民の参加が少ないということは本当にそのとおりだなと思って聞きました。その件では、本当に新城市だけではなくて、やっぱり豊川市とか豊橋市も傍聴が少なかったりしていますので、非常に全体的に政治への関心が少ないというところも、本当に課題なんだなというところで私も日々考えて悩んだりはいたしますが、そういったところで、市民の関心も新城市議会としてやっていかなければいけないなと思うんですが。

あと、白井さんは過去に市議会議員として何期か経験があるということなんですが、その中で尽力されて議会改革もされてきたと思います。その中で、新市の議会基本条例も制定に携わっていただいたり、定数削減も入っ

ていただいたり、あと党派制をなくしたというところも白井さん自身御経験でされて今があるかと思うんですが。

そういった中でも今、白井さんが御指摘していただいたように、市民の方に開かれた議会、そして、市民の方に入ってもらえるような議会を尽力させていただいたと思うんですが、今の到達点の議会、今のシステムでは駄目だというような認識で今回再生宣言を出すということに至ったのか、その基本条例、中身も含めて入っているかとは思いますが、そこら辺の整合性というかどうかというふうにお考えになっているのか、あればお聞かせください。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓さん。

○白井倫啓参考人 新城市議会の到達点から、この議会基本条例の在り方とか、必要なかということかと思いますが、先ほど議会基本条例の前文を宣言案の提案の中でそのまま読ませていただいたんですが、議会の在り方、そもそも議会とは何なのかということ自体が、議員に理解されてない時代が長く続きました。わざわざ議会基本条例がなぜ求められたのか、栗山町で議会基本条例が制定されてから日本全国様々な自治体、ほとんどの自治体というふうに思いますが、議会基本条例という形を議会が作りました。その形も年々発展してきています。議会基本条例という形が議会の在り方を決めてきたといってもいいと思います。

新城市の到達を見ますと、議会基本条例の前文が理解されていれば、先ほど前期4年でいろいろなことが起きた新城市議会の現状というのは考えられない事態となっていたと思います。議会基本条例の在り方、中味、これというのは議員になったからすぐ理解できるものではないと思うんですね。実際に議員活動をやりながら、市民との協働活動をしながら、新城市政の問題点を調査研究し、それを解決する方向を検討する中で、議会基本条例のすばらしさ、必要性というのはより理解さ

れてくるものだと思います。

現状から考えてみましても、議会基本条例の中で議会活動の在り方というものを、議員が常に振り返って検討していくという1つの大きな指標として議会基本条例はどうしても必要になってくるだろうと。

新城市議会の目標というものをより高くしていく意味でも、議会基本条例を1つの大きな目標として、理想として新城市議会の議員の皆さんが常に身近なものとして自分たちの行動指針として考えていただくことが、今、必要になってきたと思っています。

○丸山隆弘委員長 すみません。冒頭、伝えるのを忘れましたが、委員の皆さん、次の陳情の関係がありますので、開始から約30分ということで予定しております。御協力のほどお願い申し上げます。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

最後の質問にさせてもらいますが、そういうことで思いは分かりました。ただ、白井さんの思いとしては、この基本条例の中身がすぐに議員になったからといって明るく日からもうそこはよくよく理解して行動できるというわけではないんだよ。やっぱり1人1人が調査をし、市民の声を聞いて、議員は市民の代表として考えてもらおう。そういう中で、基本条例が指針となって、開かれた議会にしていくということが基本の行動指針にするべきではないかというところで、私も共感するところがあります。

そういう中で、ちょっと私が思っているのが、今、私たち構成する議員が、選挙を終わって11月24日に臨時会で長田議長を筆頭に構成が終わったばかりで、今、12月22日になったばかりというところもあって、まだ議会改革の調査特別委員会も設置もしていないという状況なものですから、ちょっとこの宣言はまだ早いのかなと、1人1人の心構え、また一般質問も終わったばかりというところ

で、そこに至る気持ちにまだ全員が沸き上がるようなところまで行ってないものですから、そこでこの宣言を出すというのはどうかという心配もあります。

あと、もう1点、こういったことがあるとまた繰り返し宣言を、また不祥事があれば次の選挙ではまたこういった宣言をしなければならぬのかと思うと、宣言、宣言、宣言というふうに新城市議会、逆に何をやっているんだと思われかねないかなと思うんですが、その2点、どうでしょうか。伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓さん。

○白井倫啓参考人 まず、現時点で各議員の皆さんが、新人議員も含めておられる中で、果たして宣言を上げる時期なのかということなんですが、この宣言を上げていただきたいという内容は、浅尾委員も先ほど言われたように、当たり前のことをやる議会を新城市民に宣言してほしいということであって、事細かいところまで今すぐ決めろということではないんですね。議会として、議会改革をやるんだと、市民と一緒にやるんだということを宣言していただきたいということを言ってるだけです。

時期が早いから、時期を待って宣言を上げるということになると議会はじゃあこの4年間、何をもちて議会を進めようとしているのかという、逆に市民から、私自身からは「えっ、何でスタート点だから宣言が要るんじゃないの」って思います。

そういう意味で、現時点で上げるということ、これから4年間、どういう議会を目指すというそのスタート点に立つということで、議長、副議長を先頭に議会改革を進めるというのは今の時期だと思います。

それと、不祥事があるたびに、じゃあ議会宣言上げるのかということなんですが、不祥事を起こさないためにどのような議会改革が必要なのか、今までなぜこれだけの不祥

事が表に出てしまったのか。これを明らかにすることで、これから議員が議会の中で当たり前のことを当たり前でできないというような事態を防ぐという意味でもありますので、不祥事が起きるたびの宣言ではなくて、これから議会の中で当たり前のことを、市民にとって当たり前の市政改革を進めるという宣言と捉えていただきたいと思います。

ですから、今回4年、区切りがいい、新しい議会になった、ここからスタートしようという意味で、長田議長を先頭に議会をどう変えていくかということであって、不祥事があったから宣言をするという意味でこの請願を出しているのではないと御理解していただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はございますか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 今日はありがとうございます。議会に対する思い、全部伝わってきました。ありがとうございます。

質疑をします。

1点、先ほど言葉の中にも1つあったわけですけども、宣言案というものを示していただきました。「このとおりでなくてもいいですよ」という発言もあったかと思いますが。

1つ、この中で議会基本条例の精神といたしましょうか、示された議会のあるべき姿、そういったものを宣言した議会基本条例でありますけども、それが議員に伝わっていない、それが薄まったのではないかというようなことでここにうたわれております。

その辺に基づいて、これから具体的に以下3点ということで示された中で、新しい議会基本条例を見直し、つくり上げるというような提案をしていただいておりますが、この今までの議会基本条例が駄目だからという意味なのか、それともどういう意味なのか、新しい議会基本条例をつくり上げるという、その辺のところを伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓さん。

○白井倫啓参考人 議会基本条例というのは、一度つくればそれで全て議会活動が回っていくのか、議員としての意識というものに応えていけるのかということになりますと、日本全国の議会改革を見ていきますと、議会基本条例も含めまして進化をしていると思います。

先ほど、新城市議会も中村講師をお迎えして自主研修会というのをやられたと思います。内容についてはよく分かりませんが、やはりそこの中では様々な自治体の議会の議会改革という先進事例が示されていたようにも聞いています。

ですから、最初に決めた新城の議会基本条例、当初は全国的にも注目されてきました。ただ、もう既に10年近くがたっていますので、時代の流れとともに議会の在り方がさらに市民からもそれ以上の働きを求められてきたということで、現状を見ながら、現状に合わせた議会基本条例の見直しが必要ということで、時代を先取りするようなことも含めまして、議会基本条例の見直しを全議員、あるいは市民の声をもとに進めていく必要が生じているということで理解していただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はございますか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 先ほど、浅尾委員の回答の中で新しい議会基本条例を見直しをしながら議会のあるべき姿を確認するというか確立していくというような御説明がありましたので、そのことかなということでお聞きしておったんですが、そういうことでよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓さん。

○白井倫啓参考人 今、言われたように議会のあるべき姿を議会基本条例の見直しの中で進めていただくというその理解で、私の思いも一緒です。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありません

か。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

引き続き、紹介議員に対する質疑の時間も設けてありますので、もしありましたら。

質疑はありませんか。紹介議員に対してはよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 以上で質疑は終了いたしました。

これで、参考人に対する質疑は終了させていただきます。本日はありがとうございます。

~~~~~  
この際、しばらく休憩をいたします。

**休 憩** 午前 9 時 31 分

**再 開** 午前 9 時 33 分

**○丸山隆弘委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

次に、陳情の審査を議題とします。

陳情者、松本貴美徳氏、原勇治氏、杉本徹氏から提出されました新城市議会における全ての委員会及び審査会等の会議をインターネット等で映像配信することに関する要望書を議題といたします。

本日は、参考人として松本貴美徳さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず議会運営委員会の陳情審査のために御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださいますようお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げ

ます。

初めに、参考人から陳情に関しまして御説明や御意見を述べていただきまして、その後、委員からの質疑にお答えいただきますようお願いをいたします。

それでは、松本貴美徳さん、よろしくお願いいたします。

松本貴美徳さん。

○松本貴美徳参考人 皆さん、おはようございます。今日はよろしくお願いいたします。

今日は本当にありがとうございます。貴重なお時間を割いていただき、私の要望を聞いていただくということで大変うれしく思っております。

では、始めさせていただきたいと思います。

今回の要望書は、3年半前に同じ内容で要望書を出していますが、いまだ現実化されていない。私ども市民には声が入ってきてないという格好で、もう一度要望書を出すということで出させていただきます。

では、要望内容を読ませていただきます。

新城市議会における全ての委員会及び審査会等の会議をインターネット等で映像配信することに関する要望書です。

要望趣旨。

新城市議会で、平成29年2月の第1回議会改革検討委員会中において、議会の模様をインターネットで映像配信し公開するべきとの意見が出され話し合われましたが、同委員会内では、新城市議会に様々な条例がある中でそれに基づき足並みをそろえてやるべきとの意見もあり、全ての委員会をインターネットで映像配信公開をどうするかということにおいては、議会改革の一貫として新城市議会基本条例に定める開かれた議会を進める意味でも、インターネット映像配信を公開するべきとの意見が出されましたが、今後検討ということで持ち越しとなっています。

その後、平成30年6月、市民より、新城市議会における全ての委員会及び審査会の会議

をインターネット映像配信することに関する要望書が出されましたが、「意見として、現状の市議会の位置を見ると、もう少し情報環境、情報管理の仕方をしっかりと押さえ、映像配信の仕方を検討し進めていかななくてはならない、予算がない」ということで趣旨採択されています。

あれから、3年が経過していますが、議会改革検討委員会ではまだインターネット配信することは議論されていません。

新型コロナウイルス感染症の流行により傍聴に行く機会が減った現在、市民が市議会の情報を知る新しい方法として、全ての会議をインターネット配信することを早急に進め、議会を傍聴に行かなくても、いつでも、どこでも、誰でも視聴することのできるシステムを構築し、配信していただくことを要望いたします。

新城市議会として、市民に対し透明性、公平性を保ち、市議会が目指す「市民に開かれた議会」を実現するためにも、本会議の一般質問のように議会で開催される委員会及び審査会の会議をインターネットで映像配信し公開することは多くの市民の願いです。若者や子育て世代の親など多くの市民に議会に関心を持ってもらうためにも、新しい議会メンバーで「市民に開かれた新城市議会」を早急につくり上げていただきたい。

次の要望内容を新城市議会の審議に上げていただきますようお願いいたします。

要望内容。

1、新城市議会における全ての会議・委員会及び審査会等の会議の議事の音声及び映像を記録し、インターネット等で新城市民に配信することを進めてください。

2、手始めとして、全員協議会からとか、委員会からとか市議会が始めやすいところから配信を進めてください。

なお、この件に関しては市民にとっても重要な課題なので早急に審査していただきたい。

以上の要望書を提出しますので、受理し、誠実に処理していただきますようよろしくお願いいたします。

令和3年12月22日、要望者代表、松本貴美德。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明、意見は終了をいたしました。

次に参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますけれども、参考人は委員長の許可を得てから御発言をお願いいたします。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承願います。

皆さん、質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今日ありがとうございます。今回のインターネットの映像配信の要望なんですけど、私も本当に2、3年前に市民の方から、松本さんもらしたかと思えますけど、この要望があつて、賛成で早くやってほしいという思いでいた議員だったものですから、非常に今回「市民に対する開かれた議会」にするためにもこの内容というのは、本当に早急にやるべきではないかなと、私も思って聞きました。非常にいいことだと思っております。

この要望内容のインターネット等での配信することということなんですけど、具体的なイメージになってしまうんですけど、特に蒲郡市さんとかも普通にやられていますし、もちろん犬山市も岩倉市もやっているんですけど、そういった形でティーズではなくてもユーチューブやそういった簡易的な画像映像を配信するという形のイメージでもいいのか、それともティーズでないと駄目だよという思いなのか、そこら辺のイメージとかあったら教えていただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 松本貴美德さん。

○松本貴美德参考人 どうも貴重な意見、あ

りがとうございます。

私のほうも、インターネットって書いた理由は、ティーズでやるとお金がかかるのではないかということで、やっぱり先ほど言われたみたいに、今、ユーチューブとかやっぱりインターネットに載せること、これがやっぱり一番安い方法ですので、私としては市の財政も考え、その方法を取るべきだと思ってここにインターネットで映像配信ということにしています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 1点、要望内容の件ですけども、全ての会議、委員会及び審査会の映像配信をということでありますけども、2番目に手始めとしてということでできやすいところからというようなことがありました。

ということで、全てというところが気持ちではあると思うんですけど、2番目のやりやすいといいましょうか、議会として会議の進め方ということからも含めて映像配信がしやすい、しにくいというものもあると思うんですが、その辺の2番目のところで見ていてよろしいのかなという、その映像配信については私も気持ち的には今後の方向性だと思っておるんですけども。全て一遍にというのはなかなか難しいなと思っておりますので、その辺について確認します。

○丸山隆弘委員長 松本貴美徳さん。

○松本貴美徳参考人 そうなんですよね。前回は1番だけでいったんですけど、今度2番を足したということは、市民の気持ちとしては全ての議会を見たいという気持ちが本当の市民の願いはこの辺が全部であります。

けども、それはやっぱり不可能に近い、また時間がかかることだし、前回も言われましたけど、要するに手続、いろいろな問題があるということで、手始めとして全員協議会

であるとか、委員会からとやっていけば、それはもう議会のほうで考えていただき、まず何かから始めなければいけないと、始めなければもう前へ進まない、開かれた新城市の市議会にならない。やっぱり、開かれた議会をつくってほしいということで、2番で手始めとしてということでつけていますので、全部初めからやれということではありません。

けど、市民としては全てをやっぱりやってほしいというのが希望であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

松本貴美徳さん、本日はありがとうございました。

~~~~~

この際、しばらく休憩をいたします。

休 憩 午前9時45分

再 開 午前10時13分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

これより請願第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 私は、本請願に対して不採択の意思を示したいと思えます。

議会改革は、各議員それぞれ思いがあり、また、選挙で新たな市民から選ばれた議員が自身の意思の下、自身の価値基準で表現して、さらにその上で18人のチームで取り組むべきと考えます。

新たな議会の出発点は選挙で市民に既に下されております。そのチームが進めていくものを1つの方向性を指し示すという形は議会

基本条例をつくっていく上でも、既にその宣言は議会基本条例でされていると判断させていただき、私は不採択としたいと考えます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私は、この請願に対して趣旨採択で討論をさせていただきたいと思いません。

質疑の中でも明らかになったんですが、こうした再生宣言、また市民とともに歩いていく、また、議会改革をその時代時代に合ったものに変えていく、この意見は尊重すべきだし、理解ができるものとして考えております。

ただ、そうした内容が今、新城市議会として明示されている議会基本条例に開かれた議会をしていく、また時代に合わせて変えていくという趣旨も入っておりますので、やはり、そこを新しい新城市議会18名のメンバーに、今なったばかりですので、そちらを具体的に追及していく、これから立ち上げてこの趣旨で動いていくという形にしていきたいと思ひまして、この趣旨を採用しながら趣旨採択で、今後新しいメンバーで議会が開かれていくものとしていきたいと考えて趣旨採択としたいと思ひます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより請願第2号を採決します。

初めに、趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山隆弘委員長 起立少数と認めます。

よって、本請願は不採択すべきものと決定

をいたしました。

次に、陳情案件の討論を行います。

陳情案件について討論はありませんか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 私は、この陳情に対しまして採択としたいと思ひます。

本来でありましたら、議会改革特別委員会のほうになろうかと思ひますが、まだ特別委員会が設置される前でありますので趣旨採択というのが通例なのかなどは思ひますが、ただこの内容に関しましては、これまでも新城市議会、検討しようということで話も出ておりますし、なかなか進まない中、今後は必ずこれを進めていく。それから、全て同時にということではなく、できるところからしっかりやっていってほしいという陳情でもあります。

我々、議会としても今後設置される予定の特別委員会の中でしっかりと検討して、少しでもできるところから進めていくべきだという考えから採択としたいと思ひます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより陳情案件を採決します。

本陳情を、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山隆弘委員長 採択することに全員の起立がありました。

よって、本陳情は採択すべきものと決定をさせていただきました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思ひます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時19分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

議会運営委員会委員長 丸山隆弘